

京労発基 0224 第 6 号
令和 8 年 2 月 24 日

関係機関・団体 各位

京都労働局長



「高年齢者の労働災害防止のための指針」について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）による改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 62 条の 2 第 2 項の規定に基づき、「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という。）が別添 1 のとおり公表され、令和 8 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

貴団体におかれましては、同指針の趣旨をご理解いただき、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、令和 2 年 3 月 16 日付け基安発 0316 第 1 号「「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について」は、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止となります。

添付資料等

関係通達 令和 8 年 2 月 10 日付け基発 0210 第 1 号厚生労働省労働基準局長通達

同通達の別紙 ガイドライン本文中のイメージ図

別添 1 大臣指針

別添 2 高年齢労働者の安全と健康確保のためのチェックリスト

別添 3 転倒等リスク評価セルフチェック票

※京都労働局長印の押印は、「都道府県労働局公印取扱要領」第 8 条第 3 項の規定に基づき、その印影を印刷としています。